

<障がい者雇用に関する制度>

○職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○トライアル雇用

働いた経験が少ないとや知識・スキル不足により就職に不安がある方などが期間の定めのない雇用への移行を前提として、原則3か月間、その企業で試行雇用（有期雇用）として働いてみる制度。

○場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障がい者の円滑な就職及び職場適応を図るために、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○障害者雇用納付金制度

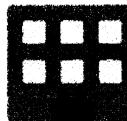
障がい者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障がい者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障がい者雇用の水準を高めることを目的とした制度。

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障がい者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度。

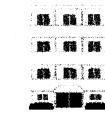
* 障がい者雇用について *

<障がい者雇用に関する機関>



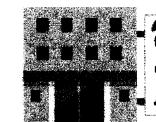
○就労支援移行事業所

一般企業での就業や、あるいは仕事で独立することを目指す障がい者が、本人に見合った職場への就職と定着を目指して行われるサービス事業所。



○地域障害者職業センター

公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。



○ハローワーク

仕事を探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。



○公共職業訓練校

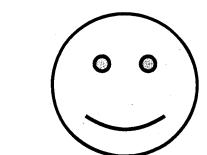
障がいのある方が、障がいの事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っている職業能力開発施設。



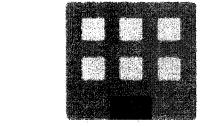
○障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図る事業所。

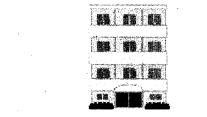
＜就職・定着するまでの流れ＞



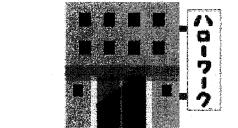
本人や支援者



就労移行支援
事業所



地域障害者職業
センター



ハローワーク



公共職業訓練校



しょうがい者就
業・生活支援セン



企業

○本人・支援者への支援

☆企業への支援

就職に向けた準備支援

求職活動支援

職場適応支援・職業生活支援

通所前期
(基礎訓練期)

通所中期
(実践的訓練期)

通所後期
(マッチング期)

トライア
ル雇用等

訪問期
(フォローアップ)

定着期

6か月

○専門的支援
(職業評価)
☆障がい特性に
応じた職務の相談

職業準備支援
(基礎訓練から求職活動支援まで。10週間限定)

☆雇用率達成指導
☆障がい者雇用に
関する相談

☆障がい者求人の受理
☆障がい者トライアル
求人の受理

○職業紹介 ☆障がい者の紹介
○求人活動支援 ○求人開拓
☆トライアル雇用の手続き

☆障害者雇用納付金制度に基づく各種
助成金、特定求職者雇用開発助成金の
申請

職業訓練

求職活動の支援

一般就労への就職準備にむけた相談・支援
(ハローワーク登録同行、就労条件の整理など)

求職活動中の相談・支援

○☆就職・職場定着支援

○就業に伴う生活支援

☆事業主支援

○☆関係機関との連絡調整等

障害者雇用の検討

受け入れ部署の決定

面接

雇用

継続雇用

就
職